

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

6 月分

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|--|---------------------|--|--------------|-----------|-------------------------|----------------------|-----|
| 1 | 大阪市水道局情報システム統合基盤の再構築に伴うデータセンター環境構築業務委託 | 情報処理－情報処理 | NECフィールディング株式会社 西日本インテグレーション 統括部 関西第一営業部 | ¥1,485,000 | 令和7年6月11日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G4 | - |
| 2 | 水質試験データ検索装置次期統合基盤移行業務委託 | 情報処理－情報処理 | システムスクエア株式会社 | ¥4,347,200 | 令和7年6月17日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G4 | - |
| 3 | 大阪市水道局庁内情報ネットワーク端末機器ソフトウェア設定業務委託 | 情報処理－情報処理 | NECフィールディング株式会社 西日本インテグレーション 統括部 関西第一営業部 | ¥24,178,000 | 令和7年6月26日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G4 | - |
| 4 | 令和7年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託 | 情報処理－情報処理 | NECフィールディング株式会社 西日本インテグレーション 統括部 関西第一営業部 | ¥5,808,000 | 令和7年6月26日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G4 | - |
| 5 | 柴島浄水場外17か所浄水管理設備外保守点検業務委託 長期継続 | 機械等施設点検・運転－施設保守点検整備 | 株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所 | ¥237,600,000 | 令和7年6月27日 | 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 | G3 | - |

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道局情報システム統合基盤の再構築に伴うデータセンター環境構築業務委託

2 契約の相手方

NEC フィールディング株式会社

3 随意契約理由

営業所オンラインシステムにおいて各金融機関等と口座振替やクレジット決済等のデータ伝送を行う際に使用する通信回線及び通信機器について、大阪市水道局情報システム統合基盤(以下「統合基盤」という。)が再構築されることに伴い移設する必要があります。

本業務は、上記の通信回線及び通信機器を移設した後に行う統合基盤との接続及びネットワークの設定変更にかかる作業を行うものです。

本業務を行うにあたっては、現在稼働中の統合基盤に障害が発生しないよう十分に検討し、細心の注意を払ったうえで作業を行わなければならない、万が一、不具合が発生した際には迅速な原因究明と対策が急務となるため、統合基盤やネットワークの構成及び設定状況等の知識を有していることが必要となります。

上記業者については、現在、当局の統合基盤の運用保守を受託しており、統合基盤やネットワークの構成及び設定状況等の知識を十分に有していることから、万が一、不具合が発生した場合であっても、迅速な対応が可能であり、確実に性能の保証を持たせることができます。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤に障害が発生した場合、その原因が統合基盤固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる旨の見解を得ています。

以上のことから、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができる唯一の業者である NEC フィールディング株式会社と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課(電話番号06-6616-5473)

随意契約理由書

1 案件名称

水質試験データ検索装置次期統合基盤移行業務委託

2 契約の相手方

システムスクエア株式会社

3 随意契約理由

本業務は、情報系システムを仮想サーバに集約化し、運用管理するためのシステムである情報システム統合基盤が、令和8年1月末に稼働を終了することに伴い、当該統合基盤に構築されている水質試験データ検索装置（以下「本システム」という。）を次期統合基盤に移行すること及び移行による各種ソフトウェアの変更による改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはシステムスクエア株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質管理研究センター（電話番号 06-6815-2366）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市水道局庁内情報ネットワーク端末機器ソフトウェア設定業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、発注者が使用する庁内情報ネットワーク端末機器にインストールしているWindows10及びMicrosoft office2016について、令和7年10月をもってサポート終了となるため、Windows10からWindows11へのアップグレード及びMicrosoft office2016のアンインストール並びにMicrosoft365のインストール作業を行うものです。

令和3年度及び令和4年度にNECキャピタルソリューション株式会社（以下「受注者」という。）と借入契約を締結した庁内端末機器は、受注者から保守の再委託を受けているNECフィールディング株式会社により、初期設定時にアプリケーションソフト（Office）を含む統合基盤環境に適した各種設定および動作検証を行い、職員が利用できる状態にして提供しています。

OSは、ハードウェアおよびソフトウェアを統括的に管理するPCシステムの中核であるため、OSの入替に際しては、ハードウェアやOfficeなどのアプリケーションを含めた全体的な動作検証が必要であり、運用においても一元的な管理が必須です。

また、受注者及びNECフィールディング株式会社を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、庁内端末機器に障害が発生した場合、その原因が端末機器及び初期設定の問題なのか、Windows10からWindows11へのアップグレード作業によるものなのか、Microsoft office2016のアンインストール作業またはMicrosoft365のインストール作業によるものなのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり庁内端末機器の提供において保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはNECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、NECフィールディング株式会社と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部DX推進課（電話番号06-4703-3147）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク外部接続機能設定等業務委託

2 契約の相手方

NECフィールディング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、発注者が使用する庁内端末でファイル共有やメール、インターネット閲覧等の機能を提供する大阪市水道局情報システム統合基盤・庁内情報ネットワーク（以下「統合基盤等」という。）において、リモートワーク環境を提供するために必要なソフトウェアのライセンス（1年間）の延長及び構築した外部リモート接続機能の継続使用に必要な設定を行うものです。

統合基盤等は上記業者により独自に構築されたシステムであり、安定したリモートワーク環境を提供するには、統合基盤等の構成及び設定状況等を熟知した専門の知識と技術を必要とします。また、リモートワーク環境の継続使用にあたっては、R support社製のRemoteviewのライセンスを延長する必要がありますが、ライセンス延長に係る手続きにおいて、R support社からサポートを受けられるのは、購入先又は販売代理店に限定されます。さらに、ライセンス延長に伴う各種設定は統合基盤等との通信設定を適切に保ったうえで実施するなど、統合基盤等との密接な関係があります。以上の理由により、リモートワーク環境全体での一元的な管理を行うには、統合基盤等の設定を行う上記業者を介し、ライセンス延長を行う必要があります。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、統合基盤等に障害が発生した場合、その原因が統合基盤等固有の問題なのか、外部リモート接続機能の設定によるものなのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になりリモートワーク環境の提供において保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのはNECフィールディング株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部DX推進課（電話番号06-4703-3147）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外 17 か所浄水管理設備外保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本業務は、大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）外 17 か所の内、大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）外 2 か所に設置している管理設備、大阪市柴島浄水場外 7 か所に設置している監視制御設備及び大阪市柴島浄水場外 17 か所に設置している総合水運用システムの保守点検を行い、機能維持を図るものである。

当該設備の制御を行う制御装置等の構成、プログラム及び各装置の機能は、(株) 日立製作所が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したもので、保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

当該設備にかかる保守点検業務は(株) 日立産機テクノサービスへ移管されており、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号 06-6815-2403）